西原町放課後児童健全育成事業者選定に係る募集要領

【質問書への回答】

Q1. 運営補助金につきまして（開所日数加算、長時間開所加算、処遇改善、家賃補助、障害児受入及び強化等の追加あり）と記載されておりますが、現在交付を受けております放課後児童クラブと同等の交付額となりますでしょうか。

A. お見込みのとおりです。国の交付要綱に定める基準額を参考に、予算の範囲内において、現在本町が交付している額を補助します。

Q2. 施設の設置場所につきまして原則として、西原町立坂田小学校及び西原町立西原東小学校に通う児童を受入れることができる区域に設置すること。と記載されておりますが、距離としてはどの程度の範囲を想定されておりますか。

A. 登所前のクラブのお迎えや保護者送迎を考慮し、両校の児童が通いやすい範囲を求めております。

Q3. 募集要領に記載されている 5,416,000 円は、40 名の児童クラブを運営した場合の、年間の基本となる補助金という考えで合っていますか？

A. お見込みのとおりです。

Q4. 基本の補助金以外にも、長時間開所や職員の処遇改善、障害児の受け入れなどによって追加される補助金があると思いますが、どのような補助金があり、それぞれどのくらいの金額になるのか教えてください。また、支払われる時期も教えて頂く事は可能でしょうか。

A. 本町で交付している補助メニューについて、令和８年度時点の各補助単価を下記に列挙します。

- 開所日数加算　250 日を超える開所日数×23,000 円
- 長時間開所加算
  - （平日分）　18 時半を超える時間の年間平均時間数×495,000 円
  - （長期休暇等分）　1 日 8 時間を超える時間の年間平均時間数×223,000 円
- 障害児受入推進事業　上限 2,352,000 円（年額）
- 賃借料補助　上限 3,372,000 円（年額）
- 放課後児童支援員等処遇改善等事業　上限 2,181,000 円（年額）
- 障害児受入強化推進事業　上限 2,352,000 円（年額）
- 放課後児童支援員等処遇改善事業　11,000 円×賃金改善対象者数×事業実施月数

支払時期については、5 月下旬に 1 回目(年間の 6 割)、12 月に 2 回目(年間の 3 割)、実績報告後の 4 月末頃に 3 回目(年間の 1 割)を予定しております。

Q5. 建物を借りて児童クラブを運営する場合、家賃に対する補助はいくらまで受けることができますか？
また、家賃以外にも対象になる費用があれば教えてください。

A. 賃借料補助の上限額は、年額 3,372,000 円となっております。対象は家賃であり、敷金、礼金、共益費、管理費、更新料、清掃料、保険料その他これらに類する費用は含まれません。

Q6. 保護者からいただく毎月の利用料は、事業者側で設定してもよいのでしょうか？
また、おやつ代や行事費などを別途いただくことはできますか？

A. 利用料は事業者側で設定いただきます。おやつ代や行事費などの実費徴収分は、保護者から徴収していただきます。

Q7. 施設を賃貸するにあたり、敷金・礼金など賃貸に必要な予算はありますか。

A. 賃貸に関する補助は賃借料補助があり、対象は家賃となっております。敷金、礼金、共益費、管理費、更新料、清掃料、保険料その他これらに類する費用は含まれません。

Q8. 必要設備や備品等、購入できる予算はありますか。

A. 開所前の設備改修や備品購入に関する補助は予定しておりません。

Q9. ２校区（坂田小・西原東小）の児童の受け入れとなっていますが、お迎え時の対応で車両が必要となります。そのための車両購入もしくは、リース代などに伴う予算はありますか。

A. 車両に関する費用について特別な交付はなく、交付される補助金のうち、運営費部分を充てていただくことを想定しております。